

宮古島市役所平良庁舎利活用事業
基本協定書（案）

令和5年〇月

宮古島市

宮古島市役所平良庁舎利活用事業 基本協定書（案）

宮古島市（以下「本市」という。）と、〇〇〇〇〇（以下「事業予定者」という。）は、宮古島市役所平良庁舎利活用事業（以下「本事業」という。）に関し、次のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（定義）

第1条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 本件施設 宮古島市役所平良庁舎利活用事業実施方針（本市が本事業の実施に関し、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第5条第1項の規定により定めた実施方針（以下「実施方針」という。))に定められた運営権設定対象施設をいう。
- (2) 事業予定者 実施方針に定める本事業に係る選定委員会の評価を基に、本市が事業予定者として本事業を実施することが適当であると認めた者をいう。
- (3) 事業契約 本件施設の整備等に関し、本市と事業予定者との間で締結する契約をいう。
- (4) 公共施設等運営権実施契約 本件施設の運営等に関し、本市と事業予定者との間で締結する契約をいう。
- (5) 運営権者 PFI法第9条第1項第4号に規定する公共施設等運営権者をいう。
- (6) 運営権 本事業に関し公共施設等運営権実施契約に基づき運営権者に設定されるPFI法第2条第7項に規定する公共施設等運営権をいう。
- (7) 運営権対価 PFI法第20条に規定する本市が運営権者から徴収することのできる対価及び公共施設等運営権実施契約において本市と運営権者が定める価格をいう。
- (8) 募集要項 令和5年8月8日付で公表された宮古島市役所平良庁舎利活用事業事業者募集要項をいう。

（趣旨）

第2条 本協定は、本市及び事業予定者が公共施設等運営権実施契約を締結し、本事業を円滑に実施するために、本市及び事業予定者が負うべき責務及び必要な諸手続について定めることを目的とする。

（当事者の義務）

第3条 本市及び事業予定者は、公共施設等運営権実施契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応するものとする。

- 2 事業予定者は、公共施設等運営権実施契約の締結のための協議において、本事業にかかる本市の要望事項を尊重するものとする。

(基本的合意)

第4条 本市は、募集要項に定める手続きにより事業予定者が本事業を実施する者として選定されたことを確認する。

- 2 事業予定者は、実施方針、募集要項に定められた内容を遵守の上、本市に対し企画提案書及びプレゼンテーションで提案した内容について公共施設等運営権実施契約に規定することを承諾するとともに、当該提案内容を遵守することを確認する。

(事業契約の締結)

第5条 本市及び事業予定者は、本協定締結後、公共施設等運営権の設定についての議会の議決を得た後に、事業契約を締結するものとする。

(運営権の設定)

第6条 本市は、実施方針に記載してあるとおり、PFI法第19条第4項の規定による運営権の設定にかかる議会の議決を得るよう努めるものとする。

- 2 運営権に基づく本件施設の運営事業は、本市が運営権を設定した日から開始するものとする。本市は議会の議決を得た上で事業予定者に運営権を付与し、事業予定者は公共施設等運営権実施契約に従って運営権者となり、本件施設を運営するものとする。

(公共施設等運営権実施契約の締結)

第7条 本市及び事業予定者は、実施方針、募集要項に記載された条件及び企画提案書に基づき、公共施設等運営権実施契約が締結できるよう最大限の努力をするとともに、公共施設等運営権実施契約の締結の協議は、双方がそれぞれ指名する責任担当者を通じて調整及び協議内容の確認を行い、その協議結果を誠実に履行するものとする。

- 2 事業予定者は、本市に対し、企画提案書及びプレゼンテーションで提案した運営権対価額の支払いについて、公共施設等運営権実施契約に規定することを承諾するものとする。
- 3 公共施設等運営権実施契約の締結は、事業契約履行後、これを行うものとする。
- 4 事業予定者は、本市から企画提案書の詳細を明確にするための請求があった場合には、速やかに必要な書類及び情報を提供するものとする。
- 5 本市は、公共施設等運営権実施契約の締結前に事業予定者に次の各号に定める事由が生じたときは、公共施設等運営権実施契約を締結しないことができる。
 - (1) 本事業に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第61条の規定による公正取引委員会の排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 本事業に関して、事業予定者の役員又は使用人に刑法（明治40年法律第45号）第96条の6（公契約関係競売等妨害）又は同法第198条（贈賄）の規定による刑が確定したとき。
 - (3) PFI法第9条に規定する欠格事由に該当したとき。
 - (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定による参加資格の制限又は宮古島市工事請負契約に係る指名停止等の措置及び指名停止審査

会に関する要領（平成 21 年宮古島市告示第 69 号）別表各項のいずれかに該当したとき。

(5) 偽りその他不正の方法により事業予定者として選定されたとき。

6 本市及び事業予定者は、公共施設等運営権実施契約を締結した後も本事業の遂行のために協力するものとする。

（公共施設等運営権実施契約の不成立）

第 8 条 事業予定者の責めに帰する事由により公共施設等運営権実施契約の締結に至らなかった場合の費用負担等については、次に掲げるとおりとする。

(1) 本協定の締結以降において、本市及び事業予定者が本事業の準備に関して支出した費用は、原則として事業予定者が負担する。

(2) 本市は、前号の費用のほか公共施設等運営権実施契約の締結に至らなかったことによる損害を受けたときは、事業予定者に対してその損害を請求することができるものとし、事業予定者は、当該請求を受けたときは、これを支払わなければならない。

2 本市の責めに帰する事由により公共施設等運営権実施契約の締結に至らなかった場合は、すでに本市及び事業予定者が本事業の準備に関して支出した費用の負担は、本市と事業予定者の協議によって決定するものとする。

3 本市及び事業者のいずれの責めにも帰さない事由により公共施設等運営権実施契約の締結に至らなかった場合は、すでに本市及び事業予定者が本事業の準備に関して支出した費用その他の損害又は増加費用については、各自これを負担するものとして相互に債権債務の生じないことを確認する。

（秘密保持）

第 9 条 本市及び事業予定者は、本協定に関する事項につき、相手方の同意を得ずに第三者に開示しないこと及び本協定の目的以外には使用しないことを確認する。ただし、裁判所又は監督官庁により開示が命ぜられた場合、事業予定者が本事業に関する資金調達に必要として開示する場合、本市が宮古島市情報公開条例（平成 17 年宮古島市条例第 9 号）等に基づき開示する場合には、この限りでない。

（有効期間）

第 10 条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から公共施設等運営権実施契約の終了日までとする。ただし、公共施設等運営権実施契約の締結に至らなかった場合は、公共施設等運営権実施契約の締結に至ることができないと本市が判断し、事業予定者に通知した日をもって本協定の有効期間は終了する。

（協議）

第 11 条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、必要に応じて本市及び事業予定者が協議して定めるものとする。

以上を証するため、本協定書 2 通を作成し、本市及び事業予定者はそれぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和〇年〇月〇日

(宮古島市)

沖縄県宮古島市平良字西里 1140 番地

宮古島市長 座喜味 一幸 ⑩

(事業予定者)

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇 ⑩